No. 88

2020年10月5日

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2F TEL:03-5919-3261

発行人:石川聡一郎

## メニュー表示適正強化月間

# 点検活動を継続して実施

2013年に発生した食品表示問題は、飲食業のなかでもとりわけホテル、旅館など宿泊業が提供するメニューの表示について、社会や消費者からの信頼を著しく損なうこととなり、サービス・ツーリズム産業の基盤を揺るがしかねない問題となりました。

サービス連合では適正なメニュー表示にむけた食品表示問題の再発防止のため、問題を風化させない取り組みとして、「ホテルの日」のある11月をメニュー表示適正強化月間と定め、点検活動を継続しておこなっており、2020年度に於いても取り組みをおこないます。サービス連合本部では、省庁や業界団体に対しサービス連合の取り組みへの理解・協力を求めるとともにその後の対応・取り組みを報告します。加盟組合には以下の取り組みをお願いします。

- (1) サービス連合配布のポスターを掲示し、意識啓発の醸成を図る。
- (2) メニュー表示についての点検・確認活動の状況の回答を会社へ要請する。
- (3) メニュー表示の適正チェックを労組若しくは労使共同で行う。
- (4) メニュー表示の適正に向けた課題について、労使で話し合いを行う。
- (5) サービス連合のアンケートに回答し、対応事例などを報告する。

#### 原因の検証と再発防止にむけて

サービス連合は 2013 年に発生した食品表示問題を重く受け止め、加盟組合へのヒアリングをつうじ問題発生の原因を徹底的に究明し、再発防止にむけ必要な対応を検討するため設置した「食品表示問題対策チーム」の答申をもとに、食の安全や安心への対応に留まることなく、社会・消費者からの産業への信頼を回復させ、サービス・ツーリズム産業の健全な発展を促すため、2014 年7月に「食品表示問題に関する報告」を取りまとめました。「原因の検証」をおこない、報告書の中で「知識・意識に関する課題」「食材に関する課題」「人財に関する課題」「体制に関する課題」の4つの視点で取りまとめました。法整備のみならず消費者の立場から再発防止にむけて意識啓発につとめるとともに社内体制の整備の取り組み、法制度を守る取り組みが必要であることを踏まえ、「再発防止にむ

けた対策」を「意識啓発へむけて継続した取り組み」「法制度に対する理解を深める」「社内体制の整備」「人財への投資」「食品のトレーサビリティへの対応」の項目で取りまとめました。



2020 年度取り組みポスター

### メニュー表示に関わる法律について

### 「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)

景品表示法は、特定の表示を義務付ける法律ではなく、禁止事項を定めた法律です。表示から受ける一般消費者の印象・認識を基準として、一般消費者の自主的・合理的な選択を阻害するおそれのある表示を不当な表示として禁止しています。禁止される不当表示の種類は、「優良誤認表示」「有利誤認表示」「その他誤認されるおそれのある表示」の3つがあります。

違反等のチェックは個別、かつ具体的に判断します。景品表示法に違反するかどうかは、メニュー等における料理名だけでなく、そのほかの文言、写真等表示媒体としてのメニュー等全体から一般消費者が受ける印象・認識を基準に判断します。この場合、その料理等が提供される飲食店等の種類や料理等の価格の高低等の事情も考慮して、一般消費者がどのような印象・認識を抱くかを個別事案ごとに判断することとなります。したがって、事前に、どのような表示をすべきか、又はどのような表示をしてはいけないかを具体的・網羅的に明らかとすることができないことから、消費者庁では「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について(ガイドライン)」で、ある特定の表示ごとに、景品表示法上で問題となり得るかを回答しています。

#### 「景品表示法の改正」

2014年12月に景品表示法が一部改正施行され、行政の監視体制が強化されました。また、事業者には消費者庁から「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」が示され、景品表示法の考え方を従業員に周知、啓発すること、表示に関する事項を管理するための担当者または担当部門を定めることなどが示され、管理上必要な措置を講じることが義務付けられました。さらに2016年4月1日からは課徴金制度の運用が開始されました。

## 「食品表示法」

食品表示法は原材料や原産地、アレルゲンや消費期限等の表示事項を法律で義務付けています。 メニュー等は食品表示法の直接の規制対象ではないとされていますが、食品表示法に基づく表示 を十分に理解して、食品を使用することが重要です。

#### 「食品表示法に基づく新基準 2020年4月1日に完全施行」

2015年に施行された食品表示法に基づく新基準への経過措置期間が2020年3月31日で終了し、2020年4月1日に完全施行されました。これにより原則的に、食品関連事業者に全ての一般用加工食品などへの栄養成分表示を義務付け、個別の原材料や添加物にはアレルゲンの表示が必要になりました。